



消費生活相談特集

気をつけて！

身近な消費者トラブル

行方市消費生活センターでは、市民の皆さまが安全で安心な消費生活を築き、豊かな暮らしを守るために、消費生活に関するトラブルの相談対応、情報の提供を行っています。

市内においても、悪質商法や契約トラブルに関する相談が寄せられています。不審に感じたり、おかしいと思われることがあれば、お気軽にお電話または来所にてご相談ください。

行方市消費生活センターには、

このような相談が寄せられています

【事例①】 下水道点検

自宅に「下水道課です。下水管の無料点検を行います」と、市の職員を名乗る男性から電話があった。行政で行う点検だと思い、お願いすることにしたが、約束した時間に職員が来なかったため、下水道課に確認すると、点検は行っていないと言われた。

【解説】

市の職員を名乗って、下水管や浄化槽の点検・清掃を装い連絡してくる手口が発生しています。料金を要求してくる場合もあるので、その場では契約せずに身分証の確認や市の担当課に事実確認をしましょう。

【事例②】 靴の訪問買取の電話勧誘

「履かなくなった古い靴や、いらぬ靴はないか。修理して、カンボジアやベトナムにボランティアで届ける。どんな靴でも買い取る」という電話勧誘があった。断るも、何度もしつこく電話がかかっ

てくる。会社名や担当者名を聞くが、教えてもらえなかった。

【解説】

いらなくなった日用品や貴金属などを自宅まで買取に来る訪問買取の相談が多く寄せられています。悪質な買取業者は、市価よりも安い値段で品物を買取ったり、品物を買取するまで帰らない場合もあります。買い取ってほしい品物がない場合はきっぱりと断り、万が一品物を売ってしまった場合もクーリング・オフで解約することができますので、業者の連絡先や契約書面を必ずもらうようにしましょう。

【事例③】 ワンクリック詐欺

アダルトサイトを見ていて、年齢確認ボタンをクリックすると、「登録完了」という画面が表示され、9万9800円を請求された。「誤操作・退会の場合はコチラ」というボタンをクリックすると、いきなり電話がかかり、間違えて登録してしまったことを伝えるも、解約できない。「3日以内に支払わないと15万円になる」と言われた。

【解説】

ワンクリック詐欺という相談や被害の多い事例です。契約や料金の事前説明がない状態で突然料金を請求されたり、あたかも契約が成立しているような要求をされてしまいます。

これらの場合、契約自体が無効である不当な請求であることがほとんどです。料金を請求されても、業者には絶対に連絡したりせず無視しましょう。

【事例④ ニセ電話詐欺】

「会社の小切手が入ったカバンをなくした」と息子から電話があった。話を聞くと、今日中に立て替えないと会社をクビになるかもしれないと言う。「80万円用意できないか」と言われて驚いたが、自宅に同僚の男性がお金を取りに来ると言われた。

【解説】

身内を心配する家族の心を逆手に取り、多額の現金を手渡しや振り込み、または宅配便などで送らせる手口です。「上司や代理人に現金を手渡して」は詐欺の手口なので、絶対に現金を手渡さないようにしましょう。急な支払いやお金の要求には十分注意し、家族や友人、消費生活センター、警察に相談しましょう。

詐欺被害に遭わないために

■消費生活センターの出前講座を開催しています！

行方市消費生活センターでは、各老人クラブの定例会や地域の集會等で、出前講座を実施しています。内容は、最近の消費生活相談に関する事例の紹介や対処法について行っています。消費者被害を未然に防ぐためにも、各地区等での集會や行事等に消費生活センターの出前講座をご利用ください。

お申し込みは、商工観光課（北浦庁舎）
☎0291（35）2111内線220）
までご連絡ください。

■相談受付

行方市消費生活センター

☎ 0291（34）6446（直通）

FAX 0291（34）6465

▼受付時間 月曜日～金曜日午前9時～

正午、午後1時～午後4時（土日・祝日・

年末年始は除く）

▼受付場所 行方市役所北浦庁舎1階

（行方市山田2564-10）

■ひばりくん防犯メール

（茨城県警察本部）

左記の登録用メールアドレスに空メール（件名、本文記載のないメール）を送信しますと、自動で登録案内が返信されますので、案内に従って手続きを行ってください。

add@mail1.police.pref.ibarakijp

インタビュー

Interview

行方警察署 生活安全課長 松本正勝さん

鹿行地域で、30日間のうちにニセ電話詐欺の被害が3件発生したことを受け、茨城県警は7月11日から17日まで、鹿行地域に「ニセ電話詐欺多発警報」を発令しました。

ニセ電話詐欺は、過去10年のうち平成20年が最も認知件数が多く、昨年は過去2番目に認知件数が多い事態となりましたが、今年はそれを上回る勢いで多発しています。昨年6月末、県内の認知件数は184件でした。今年は、同じく6月末で192件認知しており、すでに昨年より8件増加しています。被害に遭っているのは65歳以上の高齢者が7割。これは、昼間自宅で留守番をしている方が狙われているということです。「自分は詐欺には遭わない。絶対に大丈夫！」と信じていても、相手は「〇〇時までには振り込んでほしい」「今すぐお金が必要」と言ってきて、こちらに冷静に考える時間を与えません。そういった訳で、誰にも相談できずにお金を振り込んでしまうという傾向があります。

また、今年急激に増えた架空請求詐欺（電子マネー型）は、若者に対しても向けられた詐欺です。コンビニエンスストアでプリペイドカードを購入、そのシリアル番号等を伝えさせ、カードの利用権をだまし取るというものです。

おかしい電話があったら、一人で考えないで、必ず誰でも良いので相談しましょう。警察から金融機関へも、窓口で高額預金を下ろす人への声かけをお願いします。家族や地域で声を掛け合い、被害に遭わない環境を作りましょう。

今後は、行方市消費生活センターとも連携を図りながら被害を未然に防ぎ、市民の皆さんの安全で安心な暮らしを守っていききたいと思います。

